

農地耕作条件改善事業の概要

令和6年度版

農村振興局整備部農地資源課
経営体育成基盤整備推進室

農地耕作条件改善事業とは

農地耕作条件改善事業では、意欲ある農業者の皆さんが農業を継続できる環境を整えるため、区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道の整備などの地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備や、稲作から野菜・果樹等の高収益作物への転換、地域特産物等の病虫害対策、水田の貯留機能向上のための畦畔整備等及びスマート農業といった先進的な営農体系の導入を支援します。

支援メニューがたくさんあって、自力施工や小さな農地も対象になって活用しやすいです。



地域内農地集積型

・・・・・・・・・・ P 2

区画整理や暗渠排水などの基盤整備を農地面積の大小に関わらずきめ細かく支援し、担い手への農地集積を推進します。

高収益作物転換型

・・・・・・・・・・ P 3

基盤整備と合わせて水稻から高収益作物に転換する地区を対象に、転換にあたっての技術研修や、1年目の種子・肥料代などの経費を支援します。

また、野菜・花き・果樹・茶の産地形成に取り組む地区を対象に、機械のリース導入や新植・改植等を支援します。

スマート農業導入推進型

・・・・・・・・・・ P 4

スマート農業に適した基盤が整備された農地を対象に、GNSS基地局の設置と、これに併せたトラクタの自動操舵システムの導入等を支援します。

病虫害対策型

・・・・・・・・・・ P 5

地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止のため実施する土層改良や排水対策等を支援します。

水田貯留機能向上型

・・・・・・・・・・ P 6

水田の貯留機能を向上させる「田んぼダム」の取組に係る畦畔や排水口の整備等を支援します。

土地利用調整型

・・・・・・・・・・ P 7

粗放的な農地利用を行うための用地整備、作業道等の整備等を支援します。

農地整備・集約推進費

・・・・・・・・・・ P 8

高収益作物導入促進費・推進費

・・・・・・・・・・ P 9

各支援メニューの詳細

・・・・・・・・・・ P10

お問い合わせ先

・・・・・・・・・・ P18

地域内農地集積型

概 要

地域内農地集積型では、地域計画の策定区域の農地を対象に、区画拡大や暗渠排水、農業用排水路、農作業道の更新等の基盤整備を、面積要件無くきめ細かに支援します。

また、基盤整備と一体的に、作物の品質向上や維持管理の省力化等のための支援も行っています。

畦畔除去や暗渠排水が手軽に迅速にできて、
経営規模を拡大できました。



事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支 援 の 例



畦畔除去（新潟県）



用水路更新（山形県）



客土（北海道）

採択要件と支援メニュー

※令和6年度は協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。

- ・ 農振農用地のうち地域計画を策定した区域※であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・ 農地中間管理事業との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

定 額 支 援 メ ニ ュ ー

ハード事業

- ・ 区画拡大
- ・ 湧水処理
- ・ 客土
- ・ 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- ・ 畑作転換工（額縁排水溝、酸度矯正）
- ・ 暗渠排水
- ・ 除礫
- ・ 末端畑地かんがい施設

ソフト事業

- ・ 条件改善推進費

定 率 支 援 メ ニ ュ ー

ハード事業

- ・ 区画整理
- ・ 土層改良（共同利用機器導入を含む）
- ・ 農業用排水施設
- ・ 農作業道等
- ・ 農用地の保全
- ・ 管理省力化支援
- ・ 暗渠排水
- ・ 農地造成
- ・ 営農環境整備支援

※共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- ・ 品質向上支援
- ・ 条件改善促進支援
- ・ 農地整備・集約推進費
- ・ 指導

※ 定額支援・・・10a当たり10.5万円等、対象の面積や延長に応じた金額での支援を受けられるメニューです。

※ 定率支援・・・事業費に対し、50％等の一定の割合の金額の支援を受けられるメニューです。

※ メニューの詳細はP10以降に記載しています。

高収益作物転換型

概 要

高収益作物転換型では、基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、導入に向けた技術研修や、1年目の種子代・肥料代など、高収益作物導入に必要な経費を支援します。

野菜作りは初めてだったけど、技術研修やお試し栽培への支援があったので、チャレンジできました。



事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支 援 の 例



技術研修（新潟県）



実証ほ場（千葉県）



収穫機械リース（青森県）

採択要件と支援メニュー

※令和6年度は協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。

- ・ 農振農用地のうち地域計画を策定した区域※であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者が、農業者2者以上であること。
- ・ 受益農地の1/4以上を、新たに高収益作物に転換すること。
- ・ 農地中間管理事業との連携概要、高収益作物転換促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

定 額 支 援 メ ニ ュ ー

ハード事業

- ・ 区画拡大
- ・ 暗渠排水
- ・ 湧水処理
- ・ 除礫
- ・ 客土
- ・ 末端畑地かんがい施設
- ・ 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- ・ 畑作転換工（額縁排水溝、酸度矯正）

ソフト事業

- ・ 条件改善推進費
- ・ 高収益作物転換推進費
- ・ 新植・改植支援
- ・ 幼木管理支援
- ・ 経営継続発展支援
- ・ 園芸作物モデル産地形成支援

定 率 支 援 メ ニ ュ ー

ハード事業

- ・ 区画整理
- ・ 暗渠排水
- ・ 土層改良（共同利用機器導入を含む）
- ・ 農業用排水施設
- ・ 農作業道等
- ・ 農地造成
- ・ 農用地の保全
- ・ 営農環境整備支援
- ・ 管理省力化支援
- ・ 小規模園地整備（盛土、園内道、その他）

※ 共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- ・ 品質向上支援
- ・ 条件改善促進支援
- ・ 高収益作物導入支援
- ・ 指導
- ・ 高付加価値農業施設支援
- ・ 機械作業体系導入支援
- ・ 労働生産性向上技術導入支援
- ・ 農地整備・集約推進費
- ・ 高収益作物導入推進費

スマート農業導入推進型

概要

スマート農業導入推進型では、スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、スマート農業の導入に向けたGNSS基地局の設置と、これに併せて農業用トラクタへの自動操舵システムの導入等を支援します。

うちも基盤整備をやって、ほ場も大きくなったし、自動操舵やってみようかな



事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

自動操舵システムイメージ



GNSS基地局

採択要件と支援メニュー

※令和6年度は協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。

- ・ 農振農用地のうち地域計画を策定した区域※であること。
- ・ 別の国費が投入された基盤整備又は本事業のハード事業メニューによりスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・ 農地中間管理事業との連携概要、スマート農業導入推進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

定率支援メニュー

ハード事業

- ・ スマート農業導入支援
- ① GNSS基地局整備

ソフト事業

- ・ スマート農業導入支援
- ② 先進的省力化技術導入支援
- ③ 調査・調整、実施計画策定支援

※本事業型の支援メニューと、「地域内農地集積型」の支援メニュー（ハード・ソフト）を組み合わせ活用することもできます。（農地整備・集約推進費を除く）

スマート農業に適した基盤

大区画ほ場



鹿児島県笠木原地区

ほ場内耕作道、用排水路パイプライン



用水路・排水路

北海道土別地区



ターン農道

北海道土別地区

※ メニューの詳細はP10以降に記載しています。

病虫害対策型

概要

病虫害対策型では、病虫害発生予察情報にて警報、注意報、特殊報が発表された地域を対象に、病虫害の発生予防・まん延防止を図るための土層改良、排水対策等を支援します。

土層改良や排水対策を実施したら、病虫害の発生が少なくなりました。



事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支援の例



反転耕



土層改良



堆肥施用

採択要件と支援メニュー

- ・ 植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・ 病虫害対策計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

定額支援メニュー

ハード事業

- ・ 区画拡大
- ・ 暗渠排水
- ・ 湧水処理
- ・ 末端畑地かんがい施設
- ・ 土層改良（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土、除礫）
- ・ 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）

ソフト事業

- ・ 条件改善推進費

定率支援メニュー

ハード事業

- ・ 区画整理
- ・ 暗渠排水
- ・ 土層改良（共同利用機器導入を含む）
- ・ 農業用排水施設
- ・ 農作業道等
- ・ 農地造成
- ・ 農用地の保全
- ・ 営農環境整備支援
- ・ 管理省力化支援

※ 共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- ・ 品質向上支援
- ・ 条件改善促進支援
- ・ 指導

※ メニューの詳細はP10以降に記載しています。

水田貯留機能向上型

概 要

水田貯留機能向上型では、「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備等を支援します。

「田んぼダム」の取組をきっかけに、畦畔や排水口を整備できて、地域の浸水被害リスクの軽減にも貢献できました。



事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支 援 の 例



畦畔更新



排水口整備



「田んぼダム」
実施の排水量

「田んぼダム」
未実施の排水量

「田んぼダム」の実施状況

採択要件と支援メニュー

※令和6年度は協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。

- 農振農用地のうち地域計画を策定した区域※であるとともに、流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系、地方公共団体が策定もしくは締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられる地域のいずれかに指定もしくは指定される見込みの地域であること。
- ハード事業費が200万円以上であること。
- 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。
- 農地中間管理事業との連携概要、水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

定 額 支 援 メ ニ ュー

ハード事業

- 区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 土層改良（客土、除礫）
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）

ソフト事業

- 条件改善推進費

定 率 支 援 メ ニ ュー

ハード事業

- 区画整理
- 暗渠排水
- 土層改良（共同利用機器導入を含む）
- 農業用排水施設
- 農作業道等
- 農地造成
- 農用地の保全
- 営農環境整備支援
- 管理省力化支援

※ 共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- 品質向上支援
- 条件改善促進支援
- 指導

※ メニューの詳細はP10以降に記載しています。

土地利用調整型

概 要

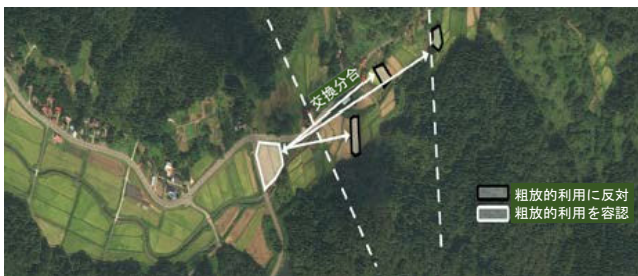
土地利用調整型では、多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

地域で話し合い、粗放的な利用をする農地としっかり耕作する農地を分けて整備したことで、無理なく農地を保全できるようになりました。

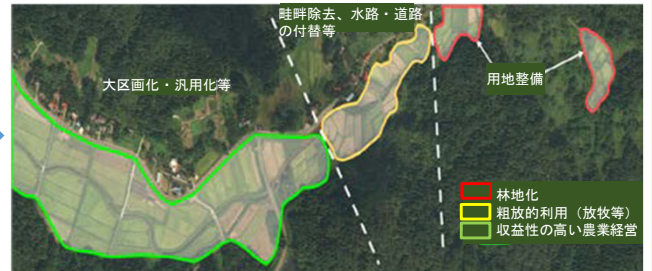


事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支 援 の 例（交換分合）



交換分合



長期的な土地利用のためのゾーニング

採択要件と支援メニュー

※令和6年度は協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。

- ・ 農振農用地のうち地域計画を策定した区域※及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・ 農地中間管理事業との連携概要、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

定 額 支 援 メ ニ ュ ー

ハード事業

- ・ 区画拡大
- ・ 暗渠排水
- ・ 湧水処理
- ・ 末端畑地かんがい施設
- ・ 土層改良（客土、除礫）
- ・ 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）

ソフト事業

- ・ 条件改善推進費（交換分合等）

定 率 支 援 メ ニ ュ ー

ハード事業

- ・ 粗放的農地利用整備（用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等）
- ・ 区画整理
- ・ 暗渠排水
- ・ 土層改良（共同利用機器導入を含む）
- ・ 農業用排水施設
- ・ 農作業道等
- ・ 農地造成
- ・ 農用地の保全
- ・ 営農環境整備支援
- ・ 管理省力化支援

※ 共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- ・ 品質向上支援
- ・ 条件改善促進支援
- ・ 指導

※ メニューの詳細はP10以降に記載しています。

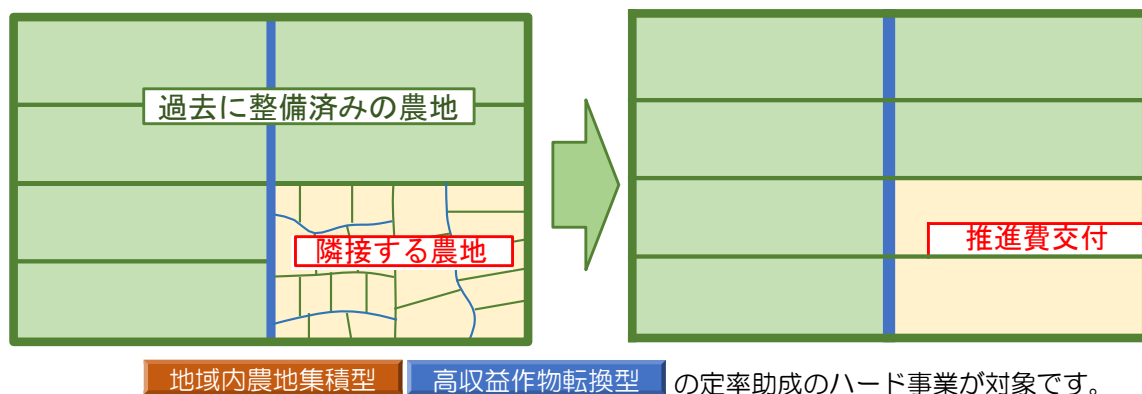
農地整備・集約推進費

概要

農地整備・集約推進費は、地域内農地集積型、高収益作物転換型を実施する際に、追加の要件を満たすことにより、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

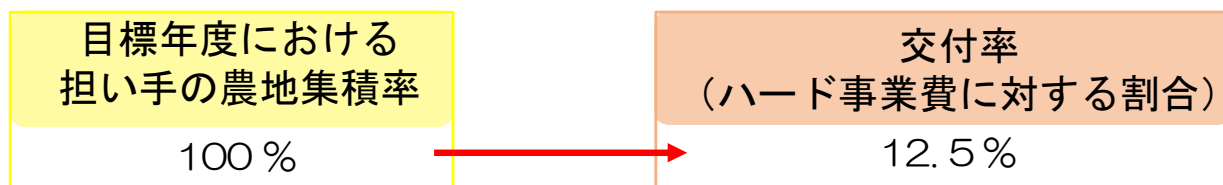
事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

事業のイメージ



支援内容

地域内農地集積型または高収益作物転換型での採択地区において、以下の推進費（全額国費）を交付します。



採択要件

1	全ての事業対象農地について、農地中間管理権を有すること又は農業経営等の委託を受けていること。
2	具体的には、以下の①又は②の期間が15年以上の農地 ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間 ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
3	過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区に隣接しており、その面積割合は、完了地区における農地面積の3分の1以下となること。
4	事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。
5	本推進費と経営転換協力金は重複して交付を受けないこと。※

※機構集積協力金交付事業のうち経営転換協力金とは、経営部門を1つ以上廃止したい、リタイアして農地を貸したい等の理由で農地中間管理機構に農地を貸し付ける場合に交付される補助金です。

高収益作物導入促進費、推進費

概要

高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付。（国補助50%等）

また、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能です。

事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支援内容

高収益作物導入促進費

高収益作物転換型での採択地区において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じて促進費（国補助50%等）を交付します。

高収益作物転換率	交付率 (ハード事業費に対する割合)
50 %以上	12.5 %
40%以上50%未満	8.5%
30%以上40%未満	5.0%

高収益作物導入推進費

高収益作物転換型での採択地区において、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、ハード事業費の12.5%を高収益作物導入推進費（全額国費）として交付します。

支援メニューの詳細（１／８）

① 定額支援メニュー（ハード事業）

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
1	区画拡大	畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画拡大を支援 ○ 水路の変更を伴わないもの ・ほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う場合： 25.0万円/10a【30.0万円/10a】 (18.0万円/10a【21.5万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合： 23.5万円/10a【28.0万円/10a】 (17.0万円/10a【20.0万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行わない場合： 6.0万円/10a【7.0万円/10a】 (5.0万円/10a【6.0万円/10a】) ・畦畔除去のみの場合：3.5万円/100m【4.0万円/100m】 (3.5万円/100m【4.0万円/100m】) ・緩傾斜化を行う場合：10.5万円/10a【12.5万円/10a】 (7.0万円/10a【8.0万円/10a】) ○ 水路の変更を伴うもの ・ほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う場合： 42.0万円/10a【50.0万円/10a】 (29.5万円/10a【35.0万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合： 40.0万円/10a【48.0万円/10a】 (28.5万円/10a【34.0万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行わない場合： 22.5万円/10a【27.0万円/10a】 (16.5万円/10a【19.5万円/10a】)	 畦畔除去（新潟）  畦畔除去（宮城）  区画拡大（北海道）  区画拡大（滋賀）  区画拡大（岩手）	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能 向上型 土地利用 調整型
2	暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 ・バックホウ施工を用い、表土扱いを行う場合： 19.0万円/10a【22.5万円/10a】 (13.5万円/10a【16.0万円/10a】) ・バックホウ施工を用い、表土扱いを行わない場合： 17.0万円/10a【20.0万円/10a】 (12.0万円/10a【14.0万円/10a】) ・トレンチャ施工を用い、表土扱いを行わない場合： 12.0万円/10a【14.0万円/10a】 (8.5万円/10a【10.0万円/10a】) ・掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合： 10.5万円/10a【12.5万円/10a】 (7.5万円/10a【9.0万円/10a】)	 暗渠排水（新潟）  暗渠排水（秋田）  暗渠排水（青森）	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能 向上型 土地利用 調整型

※ 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 【】は、中心経営体に集約した農地の場合の助成額です。

※ ()は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

支援メニューの詳細（2/8）

定額支援メニュー（ハード）

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
3	湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設 - 表土扱いを行う場合 20.5万円/100m【24.5万円/100m】 (14.0万円/100m【16.5万円/100m】) - 表土扱いを行わない場合 18.5万円/100m【22.0万円/100m】 (12.5万円/100m【15.0万円/100m】)		地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型
4	末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 - 樹園地の場合 29.0万円/10a【34.5万円/10a】 (20.5万円/10a【24.5万円/10a】) - 樹園地以外の畑地の場合 18.5万円/10a【22.0万円/10a】 (13.0万円/10a【15.5万円/10a】) - 圃場外からの接続管 6.5万円/10m【7.5万円/10m】 (4.5万円/10m【5.0万円/10m】) - 給水栓設置のみの場合 2.0万円/箇所【2.0万円/箇所】 (1.5万円/箇所【1.5万円/箇所】)		地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型
5	土層改良	農用地における土層の改良 - 反転耕の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地における 50cm以上の反転耕 28.0万円/10a (20.5万円/10a) - 混層耕の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地における耕起深 60cm以上の混層耕 2.0万円/10a (1.5万円/10a) - 堆肥施用の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地への肥料散布 2.0万円/10a (1.5万円/10a) - 明渠排水の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地の周囲における 排水溝の新設 1.5万円/100m (1.0万円/100m) - 客土の場合 耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土 26.0万円/10a【31.0万円/10a】 (17.5万円/10a【21.0万円/10a】) - 除礫の場合 30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm 以上の除礫 23.5万円/10a【28.0万円/10a】 (16.0万円/10a【19.0万円/10a】)	   	病害虫対策型 (客土、除礫) 地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型

※ 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 【】は、中心経営体に集約した農地の場合の助成額です。

※ ()は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

支援メニューの詳細 (3/8)

定額支援メニュー（ハード）

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
6	更新整備	更新する必要がある用排水口等の整備 • 用水路の場合 土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 12.5万円/10m【15.0万円/10m】 (8.5万円/10m【10.0万円/10m】) • 排水路の場合 土水路からW500H500以上のコンクリート用水路への更新 22.0万円/10m【26.0万円/10m】 (16.0万円/10m【19.0万円/10m】) • 農作業道の場合 未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 11.5万円/10m【13.5万円/10m】 (8.0万円/10m【9.5万円/10m】) • 畦畔の場合 畦畔の更新 14.5万円/100m【17.0万円/100m】 (9.5万円/100m【11.0万円/100m】) • 排水口の場合 排水口への柵の据付 4.0万円/箇所【4.5万円/箇所】 (3.0万円/箇所【3.5万円/箇所】) 等	 用水路（山形）  排水路（静岡）  農作業道（福井）  畦畔整備  排水口整備	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型
7	畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整 • 額縁排水溝の場合 1.5万円/100m【1.5万円/100m】 (1.0万円/100m【1.0万円/100m】) • 酸度矯正の場合 0.5万円/10a【0.5万円/10a】 (0.5万円/10a【0.5万円/10a】)	 額縁排水溝  酸度矯正	高収益作物 転換型

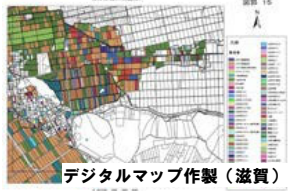
※ 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 【】は、中心経営体に集約した農地の場合の助成額です。

※ ()は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

支援メニューの詳細（４／８）

② 定額支援メニュー（ソフト事業） ※ ソフト事業を活用するためには、ハード事業と一体的に実施する必要があります。

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
1	条件改善 推進費	○権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動 ○ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及びそれに必要な調査、測量、設計、関連計画の策定 ○農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術（直播栽培技術、ICT活用の栽培技術等）の導入に必要な支援 ○交換分合 （助成額）単年度当たり300万円迄	 直播栽培導入（北海道）  デジタルマップ作製（滋賀）	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病虫害対策型 水田貯留機能 向上型 土地利用 調整型
2	高収益作物 転換推進費	○農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等の高収益作物転換プランの作成に必要な支援 ○現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等の営農定着の促進に必要な支援 （助成額） ・受益農地の1/4以上を高収益作物に転換する場合：単年度当たり300万円迄 ・受益農地の1/3以上を高収益作物に転換する場合：単年度当たり400万円迄 ・受益農地の1/2以上を高収益作物に転換する場合：単年度当たり500万円迄	 技術研修（新潟）  産地の合意形成	高収益作物 転換型
3	新植・改植 支援	○果樹園及び茶園における新植・改植 （助成額）※ 新植支援単価【改植支援単価】 ① 果樹の慣行樹形の新植・改植 ア みかん等のかんきつ類 21万円/10a【23万円/10a】 イ りんごのわい化栽培 32万円/10a【33万円/10a】 ウ ぶどう（加工用）の垣根栽培 32万円/10a【33万円/10a】 エ その他の主要果樹の新植・改植 15万円/10a【17万円/10a】 ※ 主要果樹：かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、いちじく オ ア～エに該当しない新植・改植 2分の1以内 ② 果樹の省力樹形の新植・改植 ア 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご） 71万円/10a【73万円/10a】 イ 高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご） 52万円/10a【53万円/10a】 ウ 根域制限栽培（みかん等のかんきつ類） 108万円/10a【111万円/10a】 エ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等） 99万円/10a【100万円/10a】 オ ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等） 32万円/10a【33万円/10a】 カ 朝日ロンバス方式（りんご） 32万円/10a【33万円/10a】 キ V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等） 71万円/10a【73万円/10a】 ク ア～キのいずれにも該当しない新植・改植 2分の1以内 ③ 茶の新植・改植 12万円/10a【15.2万円/10a】	 りんごの超高密植栽培  なしのジョイント栽培  みかんの根域制限栽培  ぶどうの根域制限栽培	高収益作物 転換型
4	幼木管理 支援	○果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理 （助成額） ・果樹に係るもの 22万円/10a ・茶に係るもの 14.1万円/10a	 りんごの苗木管理	高収益作物 転換型

支援メニューの詳細（5/8）

定額支援メニュー（ソフト）

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
5	経営継続 発展支援 大苗の 育成支援 代替農地 の営農支援 省力技術 研修支援	○果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進 （助成額） 新植・改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組を支援 20万円/10a 未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組を支援（改植を実施する場合に限ります。） 28万円/10a 成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組を支援 3万円/10a	  	高収益作物 転換型
6	園芸作物 モデル産地 形成支援	○産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大の取組を支援 （助成額）単年度当たり300万円迄		高収益作物 転換型

③ 定率支援メニュー（ハード事業）

No.	事業種類	事業内容	活用のイメージ	対象の事業型
1	区画整理	農用地の区画形質の変更		
2	暗渠排水	暗渠の新設又は変更		地域内 農地集積型
3	土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良、排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入 ※ 共同利用機器は、国費が投入された基盤整備の実施された地区の範囲において利用可能で、その基盤整備の内容と密接に関連する用途のものに限ります。 また、導入に当たっては、共同利用機器導入計画の作成が必要となります。 ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能。	 	高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病虫害対策型 水田貯留機能 向上型 土地利用 調整型
4	農業用 用排水施設	農業用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更		

※定率支援の国からの補助率は平地で50%、中山間地域等で55%となっています。農業者の負担額については、お住いの都道府県、市町村にお問い合わせください。

支援メニューの詳細（6/8）

定率支援メニュー（ハード）

No.	事業種類	事業内容	活用のイメージ	対象の事業型
5	農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更	 農作業道（富山）	
6	農地造成	農用地の造成	 農地造成（北海道）	
7	農用地の保全	定率支援メニュー（ハード）の1～6以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	 土留工（滋賀）	地域内農地集積型 高収益作物転換型 スマート農業導入推進型
8	営農環境整備支援	営農環境の整備に関する支援		病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型
	ア 用地整備	区画整理工事による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設の用地の整備	 鳥獣防止柵（群馬）	
	イ 営農飲雑用水施設	家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	 耕作放棄地解消（石川）	
	ウ 耕作放棄地の簡易な整備	障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置 等	 鳥獣害防止柵（京都）	
	エ 安全施設整備	農業用排水施設（用排水路、ため池、頭首工、機場、及びこれらの附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の整備		
	オ 農作物被害防止施設	農業生産における被害を軽減するために必要な侵入防止柵、防霜施設、防風施設 等		
9	小規模園地整備	果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備 - 水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土 - 園内道の整備 - 排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和 等	 園内道整備	高収益作物転換型
10	スマート農業導入支援 GNSS基地局整備	自動運転に係る先進的省力化技術の実装 GNSS基地局の新設・更新	 GNSS基地局	スマート農業導入推進型

支援メニューの詳細（7/8）

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
11	粗放的農地利用整備	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等	 粗放的な農地利用	土地利用調整型
12	管理省力化支援 ア 水管理省力化 イ 維持管理省力化	水管理の省力化、維持管理の省力化に関する支援 水管理の省力化に必要な、ICT、遠方監視カメラ、自動給排水栓除塵機、集中管理施設等 維持管理労力の省力化に必要な法面保護、法面小段、法面階段、雑草対策（カバープランツ、種子吹付、防草シート、畦カバー、コンクリート畦畔、張りブロック等）、除草の用に供する共同利用機器の導入	 自動給水栓（柵木）  共同利用機器導入（除草アタッチメント）	地域内農地集積型 高収益作物転換型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型

④ 定率支援メニュー（ソフト事業）

No.	事業種類	事業内容	活用のイメージ	対象の事業型
1	品質向上支援	高品質の作物導入に関する支援 導入作物に応じた支援：導入作物の栽培（作物の高品質化）に必要な土壌改良、マルチドリップ、果樹棚等 I T 技 術 等 活 用 型 施 工：I T 技術を活用した高精度なほ場整備に必要な導入経費を支援（高精度GPS対応のRTKレーザーレベル等）	 果樹棚（長野）  果樹棚（山形）	地域内農地集積型 高収益作物転換型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型
2	条件改善促進支援 ア 指導 イ 地形図作成 ウ 農用地等集団化 エ 高付加価値農業施設移転等事業 オ 農業機械維持補修	条件改善を促進するための支援 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するために都道府県等が行う普及・指導活動 事業計画の策定に必要な地形図の作成 換地計画書作成、換地処分登記、交換分合等農用地の集団化に必要な事業 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農業機械の維持・補修	 土地利用調整（埼玉）	地域内農地集積型 高収益作物転換型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型
3	高収益作物導入支援 ア 実証展示ほ場の設置・運営 イ 高収益作物導入定着推進 ウ 農業機械リース エ 農地の良好な生産環境維持及び条件整備	高収益作物を導入するための支援 導入作物の実証展示ほ場の設置・運営 導入1年目の種子・肥料等営農に要する経費 導入作物に応じた農業機械のリース 不陸均平、暗渠の維持管理等、生産環境の維持及び条件整備	 実証ほ場（千葉）  収穫機械リース（青森）	高収益作物転換型

支援メニューの詳細（8/8）

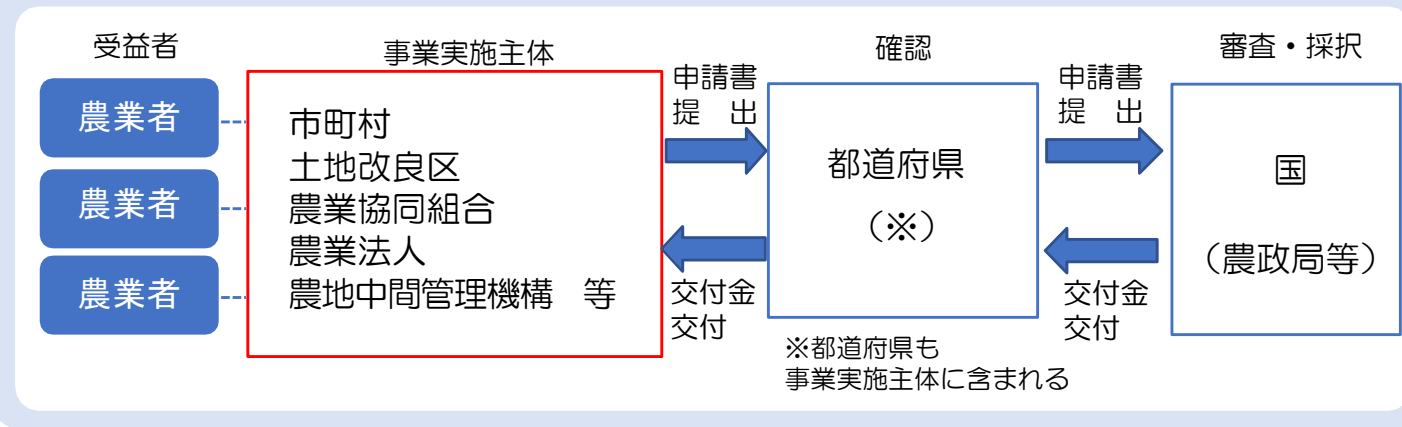
No.	事業種類	事業内容	活用のイメージ	対象の事業型
4	高付加価値農業施設支援	高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援 ※総事業費の過半としないこと	 高付加価値農業施設	高収益作物 転換型
5	機械作業体系導入支援	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）	 スピードスプレーヤー  高所作業台車	高収益作物 転換型
6	労働生産性向上技術導入支援	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入等 対象：収穫機、全自動定植機、畝立同時施肥機 等	 収穫機  畝立同時施肥機	高収益作物 転換型
7	スマート農業導入支援 先進的省力化技術導入支援 調査・調整 実施計画策定支援	自動運転に係る先進的省力化技術の実装 自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入 〔トラクタへの自動操舵システムの導入等〕 ※ トラクタ本体は支援の対象外です GNSS基地局の新設・更新を行うための権利調整、調査設計、用地整備、事務手続等	 トラクタへのシステム導入  自動操舵	スマート農業 導入推進型
8	指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等	 事業指導（北海道）	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病虫害対策型 水田貯留機能 向上型 土地利用 調整型
9	農地整備 集約推進費	要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付（P8参照）	—	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型
10	高収益作物 導入促進費	ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付（P11参照）	—	高収益作物 転換型
11	高収益作物 導入推進費	事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付（P11参照）	—	高収益作物 転換型

お問い合わせ先

事業の申請

農地耕作条件改善事業では、以下の流れで支援を行っています。
詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

○ 支援の流れ



お問い合わせ先

北海道庁農政部農村振興局農地整備課 011-204-5419

東北農政局農村振興部農地整備課 022-221-6291
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局農村振興部農地整備課 048-740-0048
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸農政局農村振興部農地整備課 076-232-4725
(新潟県、富山県、石川県、福井県)

東海農政局農村振興部農地整備課 052-223-4638
(岐阜県、愛知県、三重県)

近畿農政局農村振興部農地整備課 075-414-9541
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-9423
(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州農政局農村振興部農地整備課 096-300-6502
(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局農村振興課 098-866-1652

(事業全般について)

農林水産省農村振興局整備部農地資源課 03-6744-2208
経営体育成基盤整備推進室